

令和7年第1回定例会総務委員会会議録

令和7年3月14日
午前10時
全員協議会室

出席者氏名

加藤 勉 委員長
櫻井 速人 委員
石嶋 照幸 委員
大竹 昇 委員

金剛寺 博 副委員長
山宮留美子 委員
岡部 賢士 委員

執行部説明者

市 長	萩原 勇	総 務 部 長	大貫 勝彦
総合政策部長	坪井 龍夫	議会事務局 長	中嶋 正幸
総務部次長	梁取 忍	総合政策部次長兼企画課長	岡野 功
危機管理監	柏崎 治正	防災安全課 長	関口 道治
人事行政課 長	藤平 浩貴	財 政 課 長	富塚 祐二
税 務 課 長	森下 健史	管 財 課 長	平野 総雄
管 財 課 長	生井 利幸	秘書広聴課 長	青木 誉
まちの魅力創造課 長	石崎 清浩	議会事務局 課 長	伊藤 正晶
人事行政課 長補佐	岸 祐介（書記）		

事 務 局

課 長 補 佐 廣瀬 正幸

議 題

- 議案第4号 龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第5号 龍ヶ崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第6号 龍ヶ崎市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第7号 龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 龍ヶ崎市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 工事請負契約に関する議決事件の変更について（令和5～6年度（仮称）新保健福祉施設建設工事（建築工事））
- 議案第21号 工事請負契約に関する議決事件の変更について（令和5～6年度（仮称）新保健福祉施設建設工事（電気設備工事））
- 議案第22号 工事請負契約に関する議決事件の変更について（令和5～6年度（仮称）新保健福祉施設建設工事（機械設備工事））
- 議案第29号 令和6年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第8号）の所管事項
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第6号））の所管事項

○加藤委員長

それでは、ただいまより総務委員会を開会いたします。

本日ご審議いただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第17号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第29号の所管事項、報告第1号の所管事項、以上10案件です。

これらの案件につきましてご審議をいただくわけですが、発言は簡潔明瞭に、また、質疑は一問一答でお願いいたします。

会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第4号 龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第5号 龍ヶ崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第6号 龍ヶ崎市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第7号 龍ヶ崎市特別職の職員で常勤ものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、以上の4案件については関連しておりますので、一括して説明を受けて質疑を行い、採決は別々に行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは執行部から説明願います。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

それでは、議案書14ページをお願いいたします。

議案第4号 龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてです。

これは、国家公務員に係る一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の改正に準じまして、本市の特定任期付職員についても、国家公務員の特定任期付職員と同様の措置を実施するため、所要の改正を行おうとするものでございます。

その内容は、期末手当を年間1.5か月分引き下げる一方で、新たに年間1.75月分の勤勉手当の支給を開始するものでございます。

議案書の方をご覧ください。

まず、第9条の給与条例の適用除外等でございます。

改正前の条例は、第9条第1項におきまして、龍ヶ崎市職員の給与に関する条例の下線部分ですね、「及び第21条の規定」と規定されております。

この、第21条の規定が勤勉手当の規定となっておるところでございまして、それが適用除外されているというようなことでございました。

それを、改正後の第9条では、この「及び第21条」が削除されますので、適用除外ではなく適用されるというようなことで、勤勉手当の支給が可能となるというようなものでございます。

続きまして第2項でございます。

こちらも下線部ですね、改正後の方で「100分の125」とあるのは「100分の95」といいますように、旧来の「100分の172.5」、これは人勤による特例分でございまして、本来は170でございすけれども、それを95に引き下げるということで、そうしますと差額が75ということになりますので、75の2回分でいわゆる150ということで「100分の150」でございすので、こちらを引き下げると。1.5か月分引き下げるというような改正でございす。

続きまして、16ページでございす。

議案第5号 龍ヶ崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございす。

これは、先行議決をいただきました議案第3号により、年間4.6月分に改定されました本市職員の期末手当及び勤勉手当の平成7年度以降の支給率を、6月期と12月期で同率とするように改定するものです。

また、国家公務員に準じまして、地域手当の1%引き下げや、扶養手当の支給額の改正等を行う

ものでございます。

議案書の方で、議案第5号 龍ヶ崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でござい
ます。

まず、改正点の第6条の第5項でございまして。

こちらにつきまして、「7級である職員の昇給の号数が3号給」というただし書きとなっております
ましたが、それを削除いたしまして、4号給に一本化するということとでございます。

ただし、7号給は部長級でございまして、55歳昇給停止なので、あまり影響は出ないというよ
うなところでございます。

続きまして第11条 扶養手当でございまして。

17ページにいきまして、まず、今回におきましては、第1号の配偶者の規定が削除されます。

配偶者手当が廃止される見込みとなっており、それに伴いまして、扶養親族たる子については、
現行1か月「1万円」だったものが「1万3,000円」になるというような改定でございまして。

ただし、29ページをちょっとご覧いただきますと、付則の4でございまして、こちらにつきまして、
付則4の下の方に、1、切り換え日から令和8年3月31日、令和7年度ですね、7年度におきまし
ては、子どもに対する扶養手当が、暫定で「1万3,000円」が「1万1,500円」、配偶者につきまし
ても、「削除」じゃなくて「3,000円」という暫定措置が1年間となります。

令和8年度以降が、先ほど申し上げましたように配偶者が「廃止」、子どもが「1万3,000円」と
いうような改定となるわけでございます。

続きまして、議案書19ページにお戻りください。

第12条の3 通勤手当でございまして。

こちらにつきましては、20ページの、改正前の方の第3号におきまして、合計額が「5万5,000
円」と上限が定められておりましたが、改正後の方では、第3項で合計額が「15万円」までに増え
ると、最高額が15万円になるというようなことで、新幹線等を利用した通勤手当の条件も緩和され
るというようなことでございますけれども、本市におきましては、現在のところ該当する職員がい
ませんので、15万円の月額定期といいますと、大体、群馬県のみなかみ町ですとか、そちらの方
から通うというような金額になりますので、市職員におきましては、なかなか該当がないのかなと
いうようなところでございます。

続きまして21ページです。

18条の2、一番下ですね、管理職員特別勤務手当でございまして。

こちらは、管理職が災害等の対応など、緊急の必要により勤務した場合の手当でございましてけ
れども、これまで週休日以外の日、いわゆる平日ですね、平日は「午前0時から午後5時まで」勤務
したときに対象となっておりますが、これが要件が拡大されまして、「午後10時から翌日の5時
まで」の間の勤務というようなことで、2時間前倒しとなったところでございます。

続きまして、22ページの一番下、第20条 期末手当でございまして。

これは、先ほど申し上げましたとおり、人事院勧告に基づく支給率の平準化というようなことで、
改正前の「100分の127.5」が平準化されまして「100分の125」と。これが2回出ると。6月、12
月に平準化して、2回分というようなこととなります。

続きまして23ページ、第21条 勤勉手当でございまして。

こちらも同様に「100分の107.5」を「100分の105」とされているものでございまして。

続きまして、24ページから別表2で、行政職給与表が改定となっております。

こちらにつきましては、旧来の区分の1号給からの若い番号の方を切り上げまして、給与表を詰
めるというような形になります。

こちらにつきましては、先行議決で可決していただきました現在の給与表の若い番号の方を詰め
ていくというような形でございます。

ただし、これは30ページですね、30ページの一番下から「付則別表 号給の切替表」というもの
がございまして、旧号俸が新の方の職務の級の号俸におきまして切替えられるというようなことと
なりますので、現在勤務している職員については、新給料表につきましても現行の給与のところに

スライドするというような形になりますので、給与が上がるというようなことではございません。

続きまして、議案第6号ですね、35 ページになります。

議案第6号 龍ヶ崎市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

こちらにつきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に準じまして、本市の旅費制度についても改正を行い、旅費の計算に係る規定の簡素化や、支給対象の見直しを行うため、所要の改正を行うものでございます。

まず、35 ページ、第1条の用語の意義、第2条におきまして、次のページになりますが、第7号に、旅行役務提供者、いわゆる旅行者さんに対する規定が追加されております。

これによりまして、旅行者さんに対して契約をするといいますか、支払いをするというようなことを後で定めますけれども、それに関する、旅行者さんの規定になっております。

第3条におきまして、第3条の8号がこちらですね、「市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に払うべき金額があるときは、旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる」というようなことで、旅行者さんに直接払いができるというようなことでございます。

そのあとはですね、旅費の計算の仕方の簡略化といいますか、整理が続いておりまして、こちらにつきましては、簡素化というようなことでございます。

44 ページでございます。44 ページの第13条 包括宿泊費でございます。

こちら、今まで旅費の規定になかったものですが、包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払える費用、例えば交通費と宿泊費が一体になった契約等ですね、一般的かと思うんですが、そちらを規定するものでございます。

続きまして、48 ページまで飛びます。48 ページの第16条 死亡手当でございます。

市職員ではなかなかないんですが、職員の外国における死亡に対する諸雑費の支給費用なんですが、改正前は別表により「46 万円」となっておりましたが、今般、本則の方に入ってまいりまして、物価高騰等、航空運賃の高騰等に伴いまして「93 万円」に引き上げられるというようなことでございます。

市におきましては、外国へ出張するというのはなかなかありませんので、あまり想定しがたい経費でございますけれども、改定がなされているところでございます。

続きまして遺族等の旅費というように、第18条に定めております。

こちらは、市職員の出張の例に準じて支給できるというようにございます。

続きまして53 ページをご覧ください。

議案第7号 龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、先行議決していただきました議案第3号によりまして、年間 3.4 月分に改定された特別職の期末手当の令和7年以降の支給率を、6月期と12月期で同率とするための改定、及び、先ほど説明いたしました議案第6号の一般職職員の旅費制度の改正に準じまして、常勤特別職の旅費についても改正を行うものでございます。

こちらの53 ページ、第4条の規定でございます。

こちらにつきましては、改正後で「100 分の125」とあるのは「100 分の170」となりまして、170 掛ける2で340で、2回で3.4月分となるというようにございます。

54 ページ、55 ページにつきましては、一般職の職員の旅費制度の改正に準じた常勤特別職の旅費を改正するものでございます。

説明につきましては以上です。

○加藤委員長

ありがとうございました。

執行部からの説明が終わりましたが、質疑等はありませんか。

金剛寺委員。

○金剛寺委員

何点かお聞きします。

まず議案第5号の方の、16 ページのところの、第6条の5項の改正ですね。

今までも、7級で4号給とあるんだけど、実際にはこの括弧のただし書きがあって、3号給までしか行けないということなんですけれど、これを取り外すと、実際には昇給は可能だということになるんですか。

○加藤委員長

藤平人事行政課長。

○藤平人事行政課長

昇給は可能となっております、人事評価上で「極めて優秀な成績」ということであった場合には、プラス1号給ということになります。

以上です。

○加藤委員長

金剛寺委員。

○金剛寺委員

別な年齢制限があるということなんで、分かりました。

あと、17 ページの方の、第11条の3項のところの、今度の人事院勧告に基づく扶養手当の改正なわけですけど。

8年度からということでありましたけれど、これによって多少減額になる人もあるかなというふうにも思うところですけど、子どもの手当の方が多くなっていますんで、トータル的には多くなるんじゃないかというふうに思われますけれど。

まず、例えば減額になる人とか、増額になる人っていうのは分かれますか。

○加藤委員長

藤平人事行政課長。

○藤平人事行政課長

令和7年3月現在の支給状況のまま、今回の改正を迎えたというふうに想定して申し上げさせていただきます。

3月支給対象者は178人おります。このうち、今回の改正によって減額となるのが69人、増額となるのが103人、変わらない方が6人となっております。

減額された方69人の減額分を合計しますと14万1,000円分になりまして、お子さんで増額になる分の合計は27万4,000円となります。差し引きで13万3,000円の増額となります。月額になります。

これを基に、7年度の扶養手当の予算を今年度と比較しますと、142万8,000円増額で計上しております。

以上です。

○加藤委員長

金剛寺委員。

○金剛寺委員

減額になる人も結構いるんだなというふうに思いましたけれど。

ここのところは中身は分かりました。

あと、次の 20 ページのところの、第 12 条の 3 項の通勤手当の改正で、限度額を今までの 5 万 5,000 円から 15 万円まで引き上げても「そんな人はいない」という話でしたけれど、現状で、例えばこの 5 万 5,000 円の限度額を引き上げれば、そこを少しでもオーバーする職員というのは出てくるものですか。

○加藤委員長

藤平人事行政課長。

○藤平人事行政課長

本市におきましては、現状の 5 万 5,000 円を超える職員はおりませんので、現状のままでも特に影響がないような状況となっております。

やはり、公共交通機関を使う、定期券を購入されるような方のほうが手当額としては大きいんですけども、それでも今現在ですと、月額 3 万円程度の方が最高ですので、先ほど部長が申し上げたとおり、15 万までは、今のところは影響が全くないかなという状況です。

以上です。

○加藤委員長

金剛寺委員。

○金剛寺委員

はい、分かりました。次に移ります。

議案第 6 号の方で、44 ページの宿泊費の第 12 条の改正のところですけど、宿泊料金っていうのは、今まで定額で地域ごとに決まっていたわけだけけど、「当該宿泊に係る特別な事情がある場合として市規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする」ということで、実際には、特に首都圏なんかで規定料金で泊まれないみたいなところは現実的にあるかと思うんですけど、これはそういうことを意味して、そういう場合には実費でいいですよ、ということなのかどうかっていうのをお聞きしたいのと、これも地域の限定っていうのはしないで、どこの地域でもこの 12 条っていうのは適用するということですかね。

○加藤委員長

藤平人事行政課長。

○藤平人事行政課長

まず、地域の限定は特にございませんので、どちらでも、ということになるんですけども。

今回のこの 12 条の宿泊費ですね、こちら、規則で宿泊費基準額を定める予定をしております。

そちらの額につきましては、国家公務員等の旅費支給規程に準じることとして考えております。

この旅費支給規程ですが、都道府県単位で宿泊費の基準が定められておりまして、例えば東京ですと 1 万 9,000 円、北海道だと 1 万 3,000 円、沖縄だと 1 万 1,000 円。ちなみに本県も 1 万 1,000 円になっているんですけども、この基準額の範囲内で宿泊できない場合は、必要と認められる最小限の範囲で実費支給できるということになります。

国の旅費支給規程の中ですと、例えば国際大会などで主催者から宿泊施設の指定があって、その施設以外には宿泊することが困難な場合ですとか、公務の円滑な遂行上支障のない範囲で、今でしたらインターネットなどで検索をした結果で、最も安価な宿泊施設を選択するような場合には、こういった先ほどの限度額を超えて、実費支給できるというような形となります。

以上です。

○加藤委員長
金剛寺委員。

○金剛寺委員

はい、分かりました。

あと、最後で48ページのところの第16条、これは、海外で死亡した場合の手当を46万円から93万円に引き上げるということで、こういうケースはないという話でもありましたけれど。

今回国内については改定がないと思うんですけど、ちょっと参考に国内での死亡手当っていうのは幾らになるのか、お聞きします。

○加藤委員長

藤平人事行政課長。

○藤平人事行政課長

こちら、死亡手当につきましては、外国旅行、いわゆる外国出張ですね、の場合にのみでして、内国旅行、国内の場合には、この死亡手当というのは特に規定がありません。

先ほど部長から申し上げたとおり、その場合の旅費については、国内であっても国外であっても職員と同じような規定で支給できるというようなこととなっております。

以上です。

○加藤委員長

金剛寺委員。

○金剛寺委員

以上で結構です。

ありがとうございます。

○加藤委員長

ほかにありませんか。

大竹委員。

○大竹委員

ちょっとオーソドックスな質問でございますけれども、このように市の報酬の問題が出てきた背景ですね。特に、日本経済が「失われた20年」の中で、やはり報酬問題がしっかりしないといけな

いと私は思う中で、その背景についてちょっとご質問します。

私の経験則の中では、バブルが弾けて非常に日本経済が落ち込んだと。

もう皆さんもご存じのように、バブル時期は龍ヶ崎の元の常陽銀行、あそこは坪80万円もしたんですよね。それが最近、少しずつ、少しずつ地価も上がってきていますけれども、4万、5万だというような状況になったという。

そういう背景の中で、やはりいろんな制度が失われてきて、その中でやっぱり労賃が上がってこない。そういう中で世界から後れを取ってきたというのは、私の今までの人生の中で痛感している世界です。

そういう中で、日本の経済の中でいつ頃から実質的にバブルが弾けたのか、その辺のことをお聞かせ願いたいと思います。

○加藤委員長

藤平人事行政課長。

○藤平人事行政課長

今ほど大竹委員におっしゃっていただきましたとおり、日本のバブルは土地ですとか株式の価格が非常に上がって、それがまた急激に下がったというところから、とても長期間にわたって経済停滞を招いたというような状況かと思います。

ものの本というか、そういうので見る限りは、日本のバブルの崩壊は 1991 年にあったというようなことで、そのぐらいから長く続いてきたのかなと考えております。

以上です。

○加藤委員長

大竹委員。

○大竹委員

続いてデフレだね。

本当にデフレがずっと続いてきて、最近はもう非常にインフレの世界に入ってきましたけれども、いつ頃までデフレが続いたかというのは。

○加藤委員長

すいません大竹委員、発言中。

できれば議案の内容に則した内容で。少し脱線しているというか、枠から少し出てるかなと。

○大竹委員

ベーシックがさ、日本の経済なり現在の社会問題、少子化の問題。

だからこの人事院勧告も、その辺を踏まえてこのルールができ上がっているっていうふうに私は思うんですね。

やっぱり市民の皆さんも、なぜ報酬が上がっていったり、そういう形がここになって出てくるのかという、ベーシックな経済の論理を分かっているかないと、なかなか今回の問題もご理解できないかなというふうに思いまして。

そういう面で、オーソドックスなご質問をさせていただいてます。もし分かれば。

○加藤委員長

藤平人事行政課長。

○藤平人事行政課長

デフレにつきましては、2021 年の前半ぐらいまで続いてきている、というように言われていると認識しております。

以上です。

○大竹委員

私の勉強した範囲では、経済学者のサミュエルソンも「大体 30 年で一つの経済周期がある」という世界で。株価もね、正直言って 8,000 円台まで下がったのが、一時期 4 万円台になってきたという、これからまたそういう状況もある中、時間軸の中で A I 時代になってくるから、経済の循環もかなり 30 年と言わず 20 年ぐらいに狭まってくると思いますけれども。

やはりその、このような経済状況の中で大切な問題であるので、その辺を市民の皆さんにもご理解願いたいと思いまして、ご質問しました。

以上です。

○加藤委員長

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。

まず、議案第4号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

次に、議案第5号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

次に、議案第6号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

次に、議案第7号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第17号 龍ヶ崎市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

では、議案書80ページになります。

議案第17号、龍ヶ崎市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、消防団員の処遇改善を図るため、政令が改正されまして、消防団員等公務災害補償等共済基金が市町村に支払う非常勤消防団員の退職報償金の勤務年数の区分に「35年以上」の区分が追加されたことに伴いまして、市が消防団員に支払う退職報償金の区分も同様とするため改正を行うものでございます。

表を見ていただきますと、改正前につきましては上限が「30年以上」となっておりますけれども、今般の改正によりまして「35年以上」の区分を新設することになりまして、それに伴いまして、その間でありまして「30年以上、35年未満」の区分も設置するもので、この別表の改正を行うものでございます。最高額は、団長の107万9,000円になるということでございます。

説明につきましては以上です。

○加藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

山宮委員。

○山宮委員

1点だけお聞かせください。

「35年以上」に係ってくる方っていうのは、今現在いらっしゃいますか。

○加藤委員長

関口防災安全課長。

○関口防災安全課長

お答えいたします。

令和6年4月1日現在を基準とさせていただきますと、11名の方が「35年以上」というものに該当するようになります。

416名いるんですが、そのうちの11人ですね。

○加藤委員長

山宮委員。

○山宮委員

すごいことですね、11名の方。

一度退いて、また復活された方も中にはいらっしゃるかなとは思いますが、そういう方の中で一度退職してしまった場合には、復活しても1回退職報償金をいただいているので、新たな年数の区切りで、ってなるんですよね。

11名の方、お見事だなと思います。

ありがとうございます。以上です。

○加藤委員長

ほかにありませんか。

金剛寺委員。

○金剛寺委員

質問の方は今、山宮委員の方から出ましたんで、いいんですけど。

地元の中身なんか見ると、こういう人たちはなかなか新しい人が入ってこないんで辞められないっていう状況で、長くやられている方のほうが本当に多いと思うんですよね。

今度、7年度予算の審議の中でも、新しい消防団員確保事業というのがありますので、ぜひそういうことを広めていただいて、若い人が入ってくるようなことを、宣伝その他、お願いしたいと思っています。

以上です。

○加藤委員長

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。

議案第17号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第20号 工事請負契約に関する議決事件の変更について（令和5～6年度（仮称）新保健福祉施設建設工事（建築工事））について、議案第21号 工事請負契約に関する議決事件の変更について（令和5～6年度（仮称）新保健福祉施設建設工事（電気設備工事））について、議案第22号 工事請負契約に関する議決事件の変更について（令和5～6年度（仮称）新保健福祉施設建設工事（機械設備工事））について、以上の3案件については関連しておりますので、一括して説明を受けて質疑を行い、採決は別々に行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

執行部から説明願います。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

それでは、議案 20 号から 22 号までの 3 案件でございます。

初めに議案書 91 ページでございます。

議案第 20 号、工事請負契約に関する議決事件の変更についてでございます。

こちらにつきましては、令和 5 年 9 月 19 日に議決をいただきました工事請負契約について変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議決をお願いするものでございまして、3 案件でございます。

まず初めに、議案第 20 号、令和 5～6 年度（仮称）新保健福祉施設建設工事（建築工事）でございます。

こちらは、内装工事におきまして、2 階の健診室の使い勝手の向上のために、収納棚、作業台などの追加をしたことにより、約 550 万円。

外構工事におきまして、本庁舎から保健福祉棟までの動線を円滑にするため、段差解消や歩道の舗装などを追加したことにより、約 450 万円増額となっており、これらの変更によりまして、1,375 万円の増額となりまして、変更後の仮契約額が 8 億 3,435 万円となったものでございます。

契約の相手方は、大昭・櫻井特定建設工事共同企業体でございます。

続きまして、94 ページをお願いいたします。

議案第 21 号でございます。こちらは、同じく（電気設備工事）でございます。

こちらにつきましては当初、専門業者に別発注を予定しておりました建物内及び本庁舎からの LAN 配線について、施工時期や効率化などを検討の結果、これらを追加したことにより約 440 万円、防犯カメラの設置位置の見直しや、職員の入退室管理のための設備を追加したことにより約 120 万円、照明器具の仕様変更などにより約 150 万円増額となりまして、合わせて 913 万円の増額となり、変更後の仮契約額が 2 億 1,483 万円となったものでございます。

契約の相手方は、協進・松井特定建設工事共同企業体でございます。

続きまして、97 ページをお願いいたします。

議案第 22 号でございます。同じく（機械設備工事）となります。

こちらにつきましては、空調設備工事において、各種ワクチン等を保存しておく 2 階予防接種準備室の空調機器を、災害・停電時等におきましても非常用電源を使用して単独で稼働できる仕様に変更したため、約 160 万円の増額となりました。

その他の変更などを加えますと 209 万円の増となり、仮契約額が 1 億 7,699 万円となったものでございます。

契約の相手方は、関東・松村特定建設工事共同企業体となっております。

説明につきましては以上です。

○加藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

岡部委員。

○岡部委員

新保健福祉施設、先日、議会でも見学させていただいて、大変期待の持てるすばらしい建物だったなと思っています。

いろいろ建築していく中で、やむを得ない追加工事ですとか変更っていうのは、出てくるのはしょうがない部分もあるとは思いますが、ちょっと今聞いている中で、棚の追加であったり、スロープ・段差解消であったりとか、その辺っていうのは当初、予算上程の時点、設計の段階とかで気づけないものなのかと。

どういったところで当初はその辺の考えがなかったのか、変更になった経緯をもうちょっと詳しくお聞かせください。

○加藤委員長

生井管財課長。

○生井管財課長

本庁舎から新保健福祉施設に対する動線の変更なんですけれども、こちら、岡部委員のおっしゃるとおり、実施設計する際におきましては、既存の本庁舎からの歩道等で問題はないだろう、というような判断をしておりました。

ですが、施工が始まり、いろいろな方と打ち合わせ等、あとはご意見をいただく中で、やはり本庁舎と新保健福祉施設を行き来する来客・来庁者というのが増えるだろうということに対して、ちょっと見込みが甘かった点もございまして、当初にはなかったんですけれども、いろいろな協議の結果、追加という形で施行させていただくことになりました。

以上になります。

○加藤委員長

岡部委員。

○岡部委員

実際、現場で出てきて気づくようなことが当然あるんで、ある程度致し方ない部分ももちろんあると思うんですけど、今回こうやって、まとまって結構大きな金額で補正されると、やはり当初の見込みが…、というのがどうしても。

もうちょっとしっかり最初の段階で考えられなかったのかな、というところはちょっと指摘せざるを得ないのかな、というところでありまして。

ただ、今回の変更に関しては、安全面のためであったりとか、電気工事に関して効率化というところであったり、ある程度理解できるところではあります。

ただ、今後やはりそういった実施設計の段階、最初の段階でもうちょっとしっかり精査できる部分はやっていただきたいということで、今回の案件に関してはある程度、内容に関しては理解いたしました。

○加藤委員長

他にありませんか。

櫻井委員。

○櫻井委員

保健福祉施設、この間見させてもらいました。

ものすごく画期的な施設で。大きくてね、数字以上にすごいものだなと思いました。

市の施設を造る上で、自分は民間の感覚でどうしても見てしまうんですけれども、何かこう、何でも物が高いようなイメージがあるんですけれども、そういう造っていく過程で、打ち合わせ等、説明等はされたんでしょうか。その都度その都度。

何回ぐらい、業者さんとの打ち合わせとかをしましたか。

○加藤委員長

生井管財課長。

○生井管財課長

お答えいたします。

新保健福祉施設に限らず、新築の物件になるんですけれども、やはり工期が長期間にわたって業者も多岐にわたることとなりますので、工事管理においては建築の設計事務所の方に工事管理業務

委託というものを別に発注いたしまして、それらと私ども管財課と、あとは請負業者の方で、毎週 1 回、工程会議というものを開かせていただきまして。

その中で、工程の整理であったり、施工上の問題点や進め方等について、材料であったりとかその仕様について、例えば、色を決めたり何だりというのを協議しながら進めて、竣工させていっております。

以上であります。

○加藤委員長

櫻井委員。

○櫻井委員

毎週 1 回工程会議をして、週に 1 回は会って打ち合わせをしていたと。

電気とか、建物、鉄骨とか、いろんなものがあると思うんですけど、それも常に週 1 回はやっていたということですね。

ありがとうございます。ものすごくいいものを造ったと思うので、ぜひフル活用してもらって。

活躍を期待しています。

以上です。

○加藤委員長

他にありませんか。

石嶋委員。

○石嶋委員

先ほど、岡部委員からの質問にもあったんですけど、健診室の収納棚 550 万円、こちらちょっと詳細を。

先ほどお答えがなかったので、教えていただけますか。

○加藤委員長

生井管財課長。

○生井管財課長

お答えいたします。

2 階の健診室、ご覧になったかと。

健診をするための大きな部屋があるんですけども、建物の北側の壁部分一面に、壁に据えつけてある高さ 90 センチぐらいの棚を設置させていただきました。

後はですね、一部、おむつ替えの練習のための台等を追加させていただきました。

その分の費用として、先ほどご説明させていただきましたとおり、550 万円の追加とさせていただいております。

○加藤委員長

石嶋委員。

○石嶋委員

棚だけじゃなくて、おむつ替え用のテーブルも設置したってことですね。分かりました。

550 万円っていうと結構高額なんでね、どんな棚を作ったのかなと、ちょっとびっくりしたんですけど。

ちょっともう 1 点だけいいですか。

先ほど櫻井委員からもお話があって、工程の会議をしておっしゃるんですけど、これ、そもそも、今回追加になった工事ありますよね。こちらっていうのは、向こうからの提案なんですか、それとも、こちら側からの要求なんですか。

○加藤委員長

生井管財課長。

○生井管財課長

先ほど説明させていただきました収納棚、あとは保健福祉施設までの動線の段差改修であったりとかですね、あとは機械設備の方の改修であります非常用電源を使った空調設備の仕様の変更なんですけれども、そういった点におきまして、ほぼほぼ発注者側、私どもからの変更依頼という形で、業務の方を進めさせていただいております。

以上になります。

○加藤委員長

石嶋委員。

○石嶋委員

分かりました。

当初の予定を組んでいて、いろいろ造っていく上で「やはりこれは必要だ」「あれは必要だ」という、こちら側からの要望が多いというふうに判断していると。

分かりました。それであれば。

出来れば、増えるっていうのはあんまり良くないんですけど、それは何よりいろいろありますので。理解しました。

ありがとうございます。

○加藤委員長

他にありませんか。

大竹委員。

○大竹委員

今のご説明聞いて、週1回工程会議をやる中で、部位提案もない中でしっかりと本当に、部材も上がっているし、人件費がものすごい勢いで上がっている世界でね、よく管理をしてきたなという形で。

以上でございます。

○加藤委員長

他にありませんか。

山宮委員。

○山宮委員

大竹委員からお褒めの言葉をいただいたので、あれですけども。

私も、段差の部分ですね。あれはやっぱり、今でも市役所の方に入ってくるときに、とても色ははっきりしていますし、ちゃんと横断歩道みたいなのもついているので、もし保健福祉施設がなかったとしても、段差解消に対しての改修というのは必要だったんじゃないかなってすごく思いますので、ありがとうございます。

以上です。

○加藤委員長

他にありませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。

まず、議案第 20 号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

次に議案第 21 号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

次に、議案第 22 号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして議案第 29 号、令和 6 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第 8 号）の所管事項について、執行部から説明願います。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

それでは別冊 2 をご覧ください。

別冊 2、1 ページ、議案第 29 号 令和 6 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第 8 号）でございます。

この補正予算は、歳入歳出それぞれ 5 億 9,083 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 341 億 7,143 万 1,000 円とするものでございます。

併せまして、継続費、繰越明許費、地方債の補正を行っております。

それでは、初めに総務部の所管事項をご説明申し上げます。

7 ページでございます。第 3 表、繰越明許費補正です。

このうち、款 2、総務費の上二つ、本庁舎管理費と富士見坂法面对策事業で、繰越の限度額設定をさせていただいております。

本庁舎管理費につきましては、保健福祉棟の完成に伴いまして、市役所の 1 階から保健福祉棟に移る課もございまして、そうしますと、スペースの有効活用などを含めまして、1 階を中心とした再配置を行いたいということで、それに伴います工事費でありますとか、備品の購入ですとかを予定するわけでございますけれども、これらにつきましては、引っ越し後からでないと着手できませんので、繰越を設定させていただくものでございます。

次の富士見坂法面对策事業につきましては、これは龍ヶ崎二高の進入路になっております通称・富士見坂につきまして、ご案内のとおり龍ヶ崎市と茨城県とで折半で法面の改修を行うわけでございますけれども、実際に工事を発注するのは茨城県というようなことで、茨城県の工事が繰越されるというようなことでございますので、本市におきましても負担金の繰越を行うものでございます。

続きまして、款の 9、消防費の、避難所衛生環境改善事業でございます。

こちらも、ご案内の災害用の水循環型シャワーテントセット、災害時トイレトラックの購入につきまして、国の補正予算を活用し、予算措置を今回の補正予算で前倒しさせていただきましたが、それは当然のことから繰越になるというようなことでございますので、繰越の限度額を定めさせていただくものでございます。

続きまして 8 ページ、第 4 表、地方債補正でございます。

追加といたしまして、災害用トイレトラック整備事業というようなことでございます。

トイレトラックの本体と諸経費を合わせまして約 2,650 万円程度の経費を必要とするわけでご

いますが、そのうち2分の1を国庫補助、残りの2分の1を地方債で賄うため、充当率100%で1,320万円を追加するものでございます。

続きまして9ページ、下から3段目、避難所施設整備事業でございます。

こちらにつきましては、龍ヶ崎中学校柔剣道場に、避難所施設の環境向上のためにエアコン、空調機を設置いたしました。事業終了に伴う精算でございまして、1,820万円減の6,280万円とするものでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

まず、歳入の一番上ですね、地方交付税でございます。

普通交付税2億117万8,000円を増額するものでございます。

こちらにつきましては、国において地方交付税の再算定がございまして、先に先行議決していた給与改善分として1億2,873万円がありましたんですが、その他のものとして、再算定で、臨時経済対策分が7,888万2,000円、臨時財政対策債償還基金費が1億1,300万7,000円、当初算定時の復活分が928万9,000円ございましたので、人件費以外の三つにつきまして今回計上させていただき、合計で2億117万8,000円となったものでございます。

続きまして13ページ、国庫支出金、国庫補助金の一番下、消防費国庫補助金でございます。

新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）で、こちらがシャワーテント及びトイレトラックの購入に対する国庫補助金でございます。

対象額7,802万2,000円の2分の1で、3,901万1,000円を計上したところでございます。

続きまして14ページをご覧ください。

下から三つ目の箱、県支出金の委託金で、こちらにつきましては、選挙経費の三つにつきまして精算措置を行うものでございます。

衆議院議員選挙につきましては、338万9,000円の減額となっております。

続きまして14ページの一番下、基金繰入金の財政調整基金繰入金でございます。

こちらにつきましては、地方交付税の増額など、収支改善によりまして財源不足として充てておりました財政調整基金を5,604万3,000円減額するものでございます。

これによりまして、現在のところ予算上の財政調整基金繰入が9億4,700万円程度となっております。

一方、積立の方も約6億5,000万円計上しておりますので、現在、予算上で不足が3億円を若干切ってきたというような状況でございます。

続きまして、15ページ、市債でございます。

消防債の避難所施設整備事業債と災害用トラック整備事業債は、先ほど地方債のところで説明したとおりでございます。

次のページをお願いいたします。16ページから、歳出になります。

歳出でございますが、職員給与費、会計年度任用職員の給与費につきましては各費目に計上されておりますが、主な内容として、職員給与費につきましては、時間外手当の増額や児童手当の減額、会計年度任用職員につきましては、実任用状況においた増減補正でございますので、個別の説明は割愛させていただきます。

続いて、主なものをご説明いたします。

16ページの中段、本庁舎管理費でございます。

こちらにつきましては、繰越明許費の際にもご説明いたしましたけども、本庁舎におきます配置替えにかかる費用でございまして、委託料につきましては、住民情報基幹系システムの設定や、イントラシステム設定、窓口案内システム修正などで200万円。工事請負費につきましては、内装改修工事や移設工事などに伴いまして1,750万円。その他、備品購入でテーブルやパーテーションなどを予定しまして350万円。合わせて2,500万円を計上させていただきました。

17ページです。上から三つ目ですね。14、基金費の減債基金積立金でございます。

こちらは、先ほど説明いたしました交付税の再算定で措置されました臨時財政対策債償還基金費を積み立てるもので、1億1,300万7,000円の計上でございます。

17 ページの一番下、諸選挙費の衆議院議員選挙費で、次のページまで続いておりますが、こちらは衆議院議員選挙を執行いたしまして、事業費確定をいたしましたので、それに伴う精算措置でございます。総額で 339 万 4,000 円の減となっております。

続きましてページ飛びまして、24 ページになります。款 9、消防費の消防費でございます。

防災対策費といたしまして、まず、こちらも起債の際に説明いたしましたけども、避難所環境改善事業の、龍ヶ崎中学校柔剣道場の環境改善につきまして、事業費確定に伴う減額で、工事請負費を 1,818 万 3,000 円減額することと、その下、避難所衛生環境改善事業ということで、ご案内のトイレトラック、シャワーテントセットというものの購入で、合計 8,239 万 5,000 円を計上しているところでございます。

総務部所管事項については以上です。

○加藤委員長

坪井総合政策部長。

○坪井総合政策部長

それでは、続きまして総合政策部所管事項について説明させていただきます。

12 ページです。歳入になります。

12 ページの一番下ですね、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（調整給付分）、次に 13 ページの 1 行目、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（住民税均等割のみ課税化給付分）、その下になります、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（住民税非課税化給付分）、一つ飛びまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（新規こども加算分）でございます。

いずれも、給付実績に合わせまして歳出予算を減額しておりますので、それに伴いまして歳入となる補助金を減額するものでございます。

いずれも補助率は 10 分の 10 でございます。

次に、14 ページになります。2 行目、デジタル田園都市国家構想交付金（移住支援分）でございます。

移住支援金交付事業の減額に伴います県補助金の減額でございます。補助率は 4 分の 3 です。

続きまして歳出になります。17 ページをお願いいたします。

1 行目の移住支援金交付事業です。移住支援金確定に伴う不用額の減額でございます。

東京一極集中の是正及び、地方の担い手不足対策のため、茨城県のわくわく茨城生活実現事業と連携し、実施をしている事業です。

申請件数の減少に伴う減額でございますが、この理由としましては、令和 6 年度からテレワークでの移住の場合、住宅の購入が補助の必須要件となったことによるものと考えております。

説明は以上です。

○加藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

金剛寺委員。

○金剛寺委員

2 点ほど聞きたいと思います。

まず、16 ページの庁舎管理費でトータル 2,500 万円ぐらいあって、そのうちの工事請負費で 1,750 万円ですけど、これ、さっきの部長の説明でいくと、1 階に新保健福祉施設の方へ移動する部署があって、その改装部分が主なものだということでありましたけれど、以前にはあと、地下室の変更みたいなものもお聞きしていますので、ちょっとその辺の内訳をお願いいたします。

○加藤委員長

生井管財課長。

○生井管財課長

お答えいたします。

工事請負費 1,750 万円の内訳なんですけれども、大きく二つございまして。

先ほど部長から説明があった新保健福祉施設の引っ越しに伴う本庁舎の改修というのがあります。

あとは、金剛寺委員のおっしゃるように、本庁舎の地下に職員の厚生室というものが2部屋ございます。42 平米と 41 平米程度の部屋を「男子厚生室」「女子厚生室」という室名で使用しているんですけれども、こちら、主な使用法としましては職員のお昼とかの休憩、食事をとったりするための部屋として使用させていただいているんですけれども、今現在、畳の部屋となっております、そちらがちょっと、今現在の使い勝手等があまりよくないものですから、畳を撤去しまして、靴を脱がずに入って、椅子とテーブルで休憩できるような部屋に改修するために、およそ 700 万円程度を予定しております、残りの 1,050 万ぐらいに関しましては、本庁舎 1 階以上の庁舎内の事務室の改修に使用するものでございます。

以上でございます。

○加藤委員長

金剛寺委員。

○金剛寺委員

地下の畳の部屋、覗いたことはあるんですけど。

現時点では、使いようがなかなか難しいと思うんで、いいと思うんですけど。これを洋室に変えて、そこは主に昼食とか、そういうのに使われるということですか。

○加藤委員長

生井管財課長。

○生井管財課長

はい、そのとおりでございます。

○加藤委員長

金剛寺委員。

○金剛寺委員

特に女子の職員の方なんかは、方々の空き室で食事されていますんで、こういうところを使われればいいかなと思います。

これはその辺にして、もう 1 点、24 ページの方の、避難所の衛生環境改善事業の中の、トイレトラックと循環型シャワー TENT をということで、先ほどのトータルのうち、2,650 万円がトイレトラックという話だったんで、残りの 5,700 万円弱がシャワー TENT というふうになって、シャワー TENT は 8 台ということだったんで、1 台当たりでいくと 700 万円ぐらいということなんですけれども、その他に附属品とか何かがあるんでしょうかね。

○加藤委員長

関口防災安全課長。

○関口防災安全課長

シャワーテントの方の細かい内容ですね。

本体の方が約 438 万円で、あと送料とか。あと、当然フィルターを使ってる過したり除菌したりしますので、そういった交換用のフィルターのセットが1台 80 万円ぐらいしますので、全体で 650 万円。

その他、保守とかサポート、あとは、組立てのレクチャーとか災害時の使用のノウハウなんかも教えていただくということを予定しております、それが 80 万円ですね。

それで、8基全てで 5,585 万 9,000 円を予定しております。

以上でございます。

○加藤委員長

金剛寺委員。

○金剛寺委員

あと、このシャワーテントの方は、いろいろ調べてみると方々でもうすでに出来ていて、販売されていますけれど。

このトイレトラックっていうのは、若干メーカーもあるみたいですが、こういうメーカーというのは、どのくらいあるものですか。

○加藤委員長

関口防災安全課長。

○関口防災安全課長

私たちの方で今回トイレトラックを取得するに当たりまして、製造メーカーの方も調査しておりました。

2社あることを確認しております。

○加藤委員長

金剛寺委員。

○金剛寺委員

今回見ると、この補助金もこういうことで出たということで、他の自治体でも何か準備をするみたいな話もあって。果たしてこの、発注して、納期っていうのはどんなものかなっていうのがちょっと心配なんですけれど、その辺は分かりますか。

○加藤委員長

関口防災安全課長。

○関口防災安全課長

トイレトラックとシャワーテントなんですけれど、およそ令和7年度内、令和8年の2月ぐらいになるんじゃないかと想定をしております。

以上でございます。

○金剛寺委員

あと、最後なんですけれど、これの 1,320 万円の起債を起こされているんですけれど、さっきの説明で、この 2,650 万円のトイレトラックのうちの国庫補助の半分を除く半分期起債で、ということでしたけれど、例えばこのシャワーテントなんかも起債の対象にならないのかなと思ったけれど、さっき見ると、いろんなところも含んでいるということで、これは何か財政上では、こういうので起

こすってことは難しいものなんですか。

○加藤委員長

関口防災安全課長。

○関口防災安全課長

そうですね、トイレトラックの方は起債というような形でやらせていただいているんですが、シャワーテントの方はそういったものがなくて、あくまでも2分の1の交付金と交付税がメインのもので、残りは市の負担額というような形になります。

○加藤委員長

金剛寺委員。

○金剛寺委員

はい、分かりました。
以上で結構です。

○加藤委員長

ほかにありませんか。
山宮委員。

○山宮委員

1点だけ、このトイレトラックとシャワーテントなんですけれども、令和8年の2月ごろにということなんです、この2月以降、どこに保管をされる予定なんでしょうか。

○加藤委員長

関口防災安全課長。

○関口防災安全課長

保管の予定なんです、当然貴重なものでございまして、トイレトラックにつきましては人の目がつくところ、例えば庁舎の中とか敷地内、出来ればシャッターがついていけばいいなというふうに思っているんですけれど、それは今後の調整になるかと思います。

シャワーテントにつきましては、旧・学校給食センター第1調理場ですね、あちらの方が今、防災備蓄倉庫として使っておりますので、そちらの中に保管していく予定でございます。

やはり、ビニールとかを使っておりますので、屋外での保存・保管は、やっぱり紫外線ですか、そういったものが害になるということなので、屋内での保管を予定しております。

以上です。

○加藤委員長

山宮委員。

○山宮委員

本来であれば使わないのが一番いいんですよね。

大きな災害があったときのために用意しておくものだと思うんですが、使わないことで劣化していく可能性もあるのかなと思うんですけれど、避難訓練とか防災訓練とかそういうときに、練習のために使ったりってということもお考えですか。

○加藤委員長

関口防災安全課長。

○関口防災安全課長

そうですね、当然使いたくない、使わなければ一番いいんですが、万が一の際にすぐにスムーズに展開できるように、防災訓練であるとか、あと、イベントなんかでもトイレトラックとかシャワーテントっていうのを使うことが出来るかと思いますので、そういったところでの活用を今、想定しております。

○加藤委員長

山宮委員。

○山宮委員

すいません、最後。保証っていうのは、どれぐらいの期間あるんでしょうか。

○加藤委員長

関口防災安全課長。

○関口防災安全課長

トイレトラックの方が1年、シャワーテントの方は5年が保証期間となっております。

○加藤委員長

山宮委員。

○山宮委員

しょっちゅう使うものじゃないので、本当、メンテナンスとかも大変になってくる。

いざ使うときに使えないってことがないように、この辺も、もうちょっと保証があったらいいなと思ったんですけども。

基本的には使わないのが一番ですから。

分かりました。ありがとうございます。

○加藤委員長

ほかにありませんか。

岡部委員。

○岡部委員

私も、この24ページの避難所衛生環境改善事業で、本会議の質疑の答弁でも、危機管理監の体験上ぜひ必要だということで、必要性ですとか、本当に多分大きな災害時はこういったものが役に立つんだろうなということで理解しました。

その質疑の答弁の中でもちょっと言われていたんですが、他の自治体との連携、お互い災害があったときに協力し合えるようにして、使用の量がそれぞれの自治体で増えるということだと思うんですけど、その辺の連携のやり方ですとかについて、ちょっと詳しくお聞かせください。

○加藤委員長

関口防災安全課長。

○関口防災安全課長

お答えします。

今回考えているのは、「助けあいジャパン」というところなんです。

それは、静岡県の方に本社があるんですが、「災害時に困ったことがあったら、みんなで助け合いましょう」という理念に基づきまして、トイレトラックを持ってるところでネットワークを組みまして、その要請に応じて派遣するというような形で、それぞれが相互で支援をし合うというようなシステムになっているんですが、今現在、構成というか加盟している自治体が令和7年の3月時点で31 ございます。

こういったこともありまして、現在、加盟自治体も増加しているということで、1年後ぐらいには倍近くなるんじゃないかなと、50 過ぎるのを予定しているということでございます。

今回、私たちが取得するのは1 台でございます。ただ、こういった相互の支援、「助けあいジャパン」による相互の支援で、1 台しかないんですけど、これが状況によりまして2 台、3 台、5 台、10 台、そういった全国各地から応援に駆けつけてくれるという制度でございますので、1 台でございますが、ずっと1 台というわけではなくて、状況によっては台数が増える、市民の皆様に災害時にも使っていただけるのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○加藤委員長

岡部委員。

○岡部委員

そうしますと、トイレトラックに関しては、今現在だと、特にどこと連携を取るとかいうところまでは決まっていないということですか。

○加藤委員長

関口防災安全課長。

○関口防災安全課長

はい。正式に購入して、それから加盟ということになるので、この段階ではまだ、どこともってということなんですけれど、先ほど言った、現在でももう 31 自治体がやっておりますので、能登の地震のときでも山梨県の北杜市というところが応援に行ってるってというような映像も見ていますので、状況に応じて、そういった助け合いの相互のサポートが出来るんじゃないかなというふうに考えております。

○加藤委員長

岡部委員。

○岡部委員

そういうふうに、災害があって困っているところに相互の助け合いってということで、これ、ネットワークがなくても、それこそ助け合いで行くときは行くんでしょうけれど、こういうシステムも私も初めて聞いたんで、今後すごくネットワークが広がっていくことに期待したいというところで。

あと、トイレトラックに関してはきっと、これからどんどん可能性としては助け合いのネットワークが増えていくことで理解しましたが、シャワーテントに関しては、特にそういうネットワークとかではなくて、実際災害があったとき、この8基分でどのぐらいの利用が出来るものなのか、お聞かせください。

○加藤委員長

関口防災安全課長。

○関口防災安全課長

シャワーテントにつきましては、相互利用とか、そういったサポートの連携っていうのはまだないんです。

今回8基分、シャワーテントの方を取得するんですが、1基当たり1,000人分、1000回シャワーを浴びることができますので、8基で8,000回、8,000人分が対応可能であるというふうに考えてございます。

○加藤委員長

岡部委員。

○岡部委員

あと、ちょっとさっき気になったところで、そのネットワークの連携の件なんですけれど、それは静岡に本社のあるところを取りまとめているっていう話が先ほどあって、登録料ですとか運営費用みたいなのは、特にはかかってこないということでしょうか。

○加藤委員長

関口防災安全課長。

○関口防災安全課長

はい。登録料とか、そういったものの費用はかかりません。

あくまでも「助けあいジャパン」と協定を結ぶということになります。

○加藤委員長

岡部委員。

○岡部委員

本当にあちこち全国的な災害になってしまったら、なかなか助け合いっていうのは難しいんでしょうけれど、大体地震ですとか、ある程度地域が限られて起きるものだと思いますので、こういったネットワーク連携みたいなのは、今後の展開なんかもすごく期待したいところですので、引き続きこういった取組、よろしくお願いします。

以上です。

○加藤委員長

他にありますか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。

議案第29号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

最後に、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第6号））の所管事項について、執行部から説明願います。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

議案書は114ページ、予算書は別冊3になります。別冊3の1ページとなります。

報告第1号 処分第12号 令和6年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第6号）でございます。

この補正予算は特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分を行わせていただいたもので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ 333 億 6,960 万 9,000 円とするもので、あわせて繰越明許費の補正を行ったものでございます。

○加藤委員長

坪井総合政策部長。

○坪井総合政策部長

所管事項について説明させていただきます。

別冊 3 の 8 ページをお願いいたします。歳入が当委員会の所管事項となります。

重点支援地方交付金（住民税非課税給付分）、その下の、重点支援地方交付金（こども加算分）、この二つはいずれも国の総合経済対策による令和 6 年度補正予算により措置されました、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の低所得世帯支援枠に関するもので、物価高騰などに直面する低所得世帯の支援を迅速に行うため、専決処分をしたものでございます。

説明は以上です。

○加藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。

報告第 1 号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。